

6. 中間基金等変動計算書

2022年度中間会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)

(単位:百万円)

	基金等											
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	損失填補準備金	剰余金						剰余金合計	基金等合計
					基金償却準備金	価格変動積立金	社会厚生事業増進積立金	事業基盤強化積立金	不動産圧縮積立金	中間未処分剰余金		
当期末首残高	150,000	830,000	452	12,963	90,000	29,764	536	70,000	25,643	183,807	412,715	1,393,168
当中間期変動額												
社員配当準備金の積立											△151,453	△151,453
損失填補準備金の積立				456							△456	
基金償却積立金の積立		50,000										50,000
基金利息の支払											△477	△477
中間純剰余											96,304	96,304
基金の償却	△50,000											△50,000
基金償却準備金の積立					30,000						△30,000	
基金償却準備金の取崩					△50,000							△50,000
社会厚生事業増進積立金の積立							1,963				△1,963	
社会厚生事業増進積立金の取崩							△937				937	
不動産圧縮積立金の取崩									△542		542	
土地再評価差額金の取崩											102	102
基金等以外の項目の当中間期変動額(純額)												
当中間期変動額合計	△50,000	50,000	—	456	△20,000	—	1,025	—	△542	△86,462	△105,523	△105,523
当中間期末残高	100,000	880,000	452	13,419	70,000	29,764	1,562	70,000	25,101	97,344	307,191	1,287,644

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期末首残高	2,704,190	4,795	121,889	2,830,875	4,224,043
当中間期変動額					
社員配当準備金の積立					△151,453
損失填補準備金の積立					
基金償却積立金の積立					50,000
基金利息の支払					△477
中間純剰余					96,304
基金の償却					△50,000
基金償却準備金の積立					
基金償却準備金の取崩					△50,000
社会厚生事業増進積立金の積立					
社会厚生事業増進積立金の取崩					
不動産圧縮積立金の取崩					
土地再評価差額金の取崩					102
基金等以外の項目の当中間期変動額(純額)	△635,797	△40,592	△102	△676,492	△676,492
当中間期変動額合計	△635,797	△40,592	△102	△676,492	△782,016
当中間期末残高	2,068,392	△35,796	121,787	2,154,383	3,442,027

2023年度中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)

(単位:百万円)

	基金等											
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	損失填補準備金	剰余金						剰余金合計	基金等合計
					基金償却準備金	価格変動積立金	社会厚生事業増進積立金	事業基盤強化積立金	不動産圧縮積立金	中間未処分剰余金		
当期末首残高	100,000	880,000	452	13,419	70,000	29,764	774	10,000	25,101	166,680	315,738	1,296,191
当中間期変動額												
社員配当準備金の積立											△144,240	△144,240
損失填補準備金の積立				434							△434	
基金償却積立金の積立		50,000										50,000
基金利息の支払											△302	△302
中間純剰余											90,732	90,732
基金の償却	△50,000											△50,000
基金償却準備金の積立					20,000						△20,000	
基金償却準備金の取崩					△50,000							△50,000
社会厚生事業増進積立金の積立							2,225				△2,225	
社会厚生事業増進積立金の取崩							△1,026				1,026	
不動産圧縮積立金の取崩									△522		522	
土地再評価差額金の取崩											△2,963	△2,963
基金等以外の項目の当中間期変動額(純額)												
当中間期変動額合計	△50,000	50,000	—	434	△30,000	—	1,199	—	△522	△77,885	△106,774	△106,774
当中間期末残高	50,000	930,000	452	13,853	40,000	29,764	1,973	10,000	24,578	88,794	208,964	1,189,417

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期末首残高	2,320,146	△28,011	121,544	2,413,678	3,709,870
当中間期変動額					
社員配当準備金の積立					△144,240
損失填補準備金の積立					
基金償却積立金の積立					50,000
基金利息の支払					△302
中間純剰余					90,732
基金の償却					△50,000
基金償却準備金の積立					
基金償却準備金の取崩					△50,000
社会厚生事業増進積立金の積立					
社会厚生事業増進積立金の取崩					
不動産圧縮積立金の取崩					
土地再評価差額金の取崩					△2,963
基金等以外の項目の当中間期変動額(純額)	650,933	△53,545	2,963	600,352	600,352
当中間期変動額合計	650,933	△53,545	2,963	600,352	493,577
当中間期末残高	2,971,080	△81,557	124,507	3,014,031	4,203,448

中間貸借対照表の注記

1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については9月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券については9月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定
なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。
再評価を行った年月日 2001年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出
5. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。
6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、9月末日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17百万円であります。
8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務見込額および年金資産見込額に基づいて計上しております。

退職給付債務および退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10年
過去勤務費用の処理年数	10年

なお、当中間期末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。

9. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に準じて算出した額を計上しております。
10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。
- なお、2009 年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第 26 号）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。
11. 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条第 1 項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。
- 責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しています。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- また、金融庁に認可を受けた算出方法書に基づき積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合に、保険業法施行規則第 69 条第 5 項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。この規定に基づき以下を積み立てております。
- ・変額保険契約および 1995 年 9 月 2 日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として 2014 年度において積み立てたもの
 - ・1998 年 4 月 2 日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として 2017 年度において積み立てたもの
 - ・1999 年 4 月 1 日以前に契約締結した個人年金保険契約（上記の一時払個人年金保険契約を除く）を対象として、予定利率 2.00%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を 2020 年度からの 2 年間にわたって積み立てたもの
- 責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
12. 既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱を 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「IBNR 告示」という。）第 1 条第 1 項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。
- （計算方法の概要）
- IBNR 告示第 1 条第 1 項本文に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本文と同様の方法により算出しております。
- なお、前事業年度末においては、当該みなし入院に係る額の代わりに、重症化リスクの高い方以外のみなし入院に係る額を除外しておりましたが、当事業年度中にみなし入院の入院給付金の取扱いを終了したことにより、当該みなし入院に係る額を除外して算出する方法に見直しております。
13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当中間期に費用処理しております。
14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
15. 中間期に係る法人税及び住民税ならびに法人税等調整額は、当期において予定している剰余金処分方式による社員配当準備金、不動産圧縮積立金の積立てまたは取崩しを前提として、当中間期に係る金額を計算しております。
16. 当中間期における金融商品の時価等に関する事項および金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 金融商品の時価等に関する事項
- 当中間期末における主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、譲渡性預金を除く預貯金、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預貯金	8,999	8,999	—
その他有価証券(譲渡性預金)	8,999	8,999	—
買入金銭債権	166,567	166,597	30
満期保有目的の債券	161,173	161,203	30
その他有価証券	5,394	5,394	—
金銭の信託	116,016	116,016	—
売買目的有価証券	4,230	4,230	—
その他有価証券	111,786	111,786	—
有価証券	37,715,945	37,235,397	△480,548
売買目的有価証券	447,423	447,423	—
満期保有目的の債券	3,178,305	3,462,102	283,796
責任準備金対応債券	14,514,605	13,745,756	△768,849
子会社株式及び関連会社株式	98,991	103,495	4,504
その他有価証券	19,476,619	19,476,619	—
貸付金	3,908,899	3,918,374	9,474
保険約款貸付	170,390	170,390	—
一般貸付	3,738,509	3,747,983	9,474
貸倒引当金(*1)	△9,194	—	—
	3,899,705	3,918,374	18,669
社債	640,735	639,588	△1,146
借入金	271,600	253,914	△17,685
金融派生商品(*2)	(396,366)	(396,366)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(55,195)	(55,195)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(341,170)	(341,170)	—

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(*3) 非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の有価証券に含めておりません。なお、市場価格のない株式等の当中間期末における貸借対照表価額は、895,821百万円(うち子会社株式及び関連会社株式 859,205百万円)、組合出資等の当中間期末における貸借対照表価額は、24,537百万円であります。また、当中間期において、非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等について1,018百万円減損処理を行っております。

(注1) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

① 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	①国債・地方債等	2,782,433	3,037,284	254,851
	②社債	307,001	335,060	28,058
	③その他	141,323	146,613	5,290
	合計	3,230,757	3,518,957	288,199
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	16,021	15,847	△173
	③その他	92,700	88,500	△4,199
	合計	108,721	104,348	△4,372

(*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

②責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	6,687,828	7,109,673	421,844
	②社債	11,043	12,206	1,163
	③その他	1,342	1,345	3
	合計	6,700,214	7,123,224	423,010
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	5,288,570	4,418,838	△869,732
	②社債	33,594	29,786	△3,807
	③その他	2,492,225	2,173,906	△318,319
	合計	7,814,390	6,622,531	△1,191,859

③その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	1,510,671	5,376,245	3,865,573
	(2)債券	1,765,588	1,897,677	132,088
	①国債・地方債等	1,244,142	1,330,376	86,234
	②社債	521,446	567,300	45,853
	(3)その他	4,601,332	5,395,730	794,397
	合計	7,877,592	12,669,652	4,792,059
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	33,127	30,373	△2,754
	(2)債券	1,732,921	1,636,553	△96,368
	①国債・地方債等	659,446	621,293	△38,153
	②社債	1,073,474	1,015,259	△58,214
	(3)その他	5,837,076	5,266,220	△570,856
	合計	7,603,125	6,933,146	△669,979

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。また、上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

(2) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
預貯金（譲渡性預金）	—	8,999	—	8,999
買入金銭債権	—	5,394	—	5,394
その他有価証券	—	5,394	—	5,394
金銭の信託	—	116,016	—	116,016
売買目的有価証券	—	4,230	—	4,230
その他有価証券	—	111,786	—	111,786
有価証券	10,021,664	9,420,691	75,787	19,518,144
売買目的有価証券	283,522	161,927	1,973	447,423
国債・地方債等	82,272	—	—	82,272
社債	—	69,948	—	69,948
株式	106,350	221	—	106,572
その他	94,898	91,758	1,973	188,630

その他有価証券	9,738,142	9,258,763	73,814	19,070,720
国債・地方債等	1,838,338	113,332	—	1,951,670
社債	—	1,582,559	—	1,582,559
株式	5,382,885	23,733	—	5,406,618
その他	2,516,919	7,539,138	73,814	10,129,871
金融派生商品	51	37,179	—	37,230
通貨関連	—	20,638	—	20,638
金利関連	—	16,541	—	16,541
株式関連	50	—	—	50
債券関連	0	—	—	0
資産計	10,021,716	9,588,280	75,787	19,685,784
金融派生商品	798	432,798	—	433,596
通貨関連	—	320,532	—	320,532
金利関連	—	110,254	—	110,254
株式関連	208	—	—	208
債券関連	590	2,011	—	2,601
負債計	798	432,798	—	433,596

(*) 時価算定会計基準適用指針第 24-7 項に従い、基準価額を時価とみなす投資信託については、上記表には含めておりません。中間貸借対照表における当該投資信託の金額は 405,899 百万円であります。当該投資信託の当期首残高から当中間期末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	時価算定会計基準適用指針 第 24-3 項を適用し基準価 額を時価とみなす投資信託
当期首残高	320,972
当期の損益又は評価・換算差額等への計上	
その他有価証券評価差額金に計上	40,931
購入、売却及び償還	
購入	45,594
売却	△1,599
当中間期末残高	405,899

また、同適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託の、解約等に関する制限の主な内容及び貸借対照表計上額は、任意解約等が認められていない投資信託 405,899 百万円であります。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	
買入金銭債権	—	160,851	351	161,203
満期保有目的の債券	—	160,851	351	161,203
有価証券	14,915,615	2,395,738	—	17,311,353
満期保有目的の債券	2,878,082	584,019	—	3,462,102
国債・地方債等	2,878,082	159,201	—	3,037,284
社債	—	350,907	—	350,907
その他	—	73,910	—	73,910
責任準備金対応債券	11,934,037	1,811,718	—	13,745,756
国債・地方債等	11,528,511	—	—	11,528,511
社債	—	41,992	—	41,992
その他	405,526	1,769,725	—	2,175,251
子会社株式及び関連会社株式	103,495	—	—	103,495
貸付金	—	—	3,918,374	3,918,374
保険約款貸付	—	—	170,390	170,390
一般貸付	—	—	3,747,983	3,747,983
資産計	14,915,615	2,556,589	3,918,726	21,390,931
社債	—	639,588	—	639,588
借入金	—	253,914	—	253,914
負債計	—	893,503	—	893,503

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券

預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に譲渡性預金、地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または情報ベンダーや取引相手先から入手した9月末日の時価等によっております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

相場価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

② 金融派生商品

金融派生商品については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株価指数先物、債券先物等がこれに含まれます。

ただし、大部分の金融派生商品は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しません。そのため外国為替予約の時価については9月末日のT/M、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格、通貨スワップ取引、金利スワップ取引等の時価については情報ベンダーが提供する価格によっており、当該時価はレベル2の時価に分類しております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

③ 貸付金

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっており、観察できないインプットを使用していることから、レベル3の時価に分類しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

また、保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

④ 社債

当社の発行する社債については、9月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

⑤ 借入金

当社の借入金については、借入金を裏付けとして発行される社債の9月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

有価証券の「売買目的有価証券」および「その他有価証券」にてレベル3の時価となるものがありますが、これらは、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

② 当期首残高から当中間期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	有価証券		合計
	売買目的有価証券	その他有価証券	
	その他	その他	
当期首残高	1,965	73,753	75,719
当期の損益又は評価・換算差額等への計上			
売買目的有価証券運用益に計上	8	—	8
その他有価証券評価差額金に計上	—	2,915	2,915
購入、売却、発行及び決済等			
償還	—	△ 2,854	△ 2,854
当中間期末残高	1,973	73,814	75,787
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(*1)	8	—	8

(*1) 「売買目的有価証券運用益」に含まれております。

③時価の評価プロセスの説明

第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

第三者から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

17. 前期末に比して著しい変動がないため、賃貸等不動産の時価に関する事項の記載を省略しております。
18. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、22,060百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。
- 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は425百万円であります。
- 上記取立不能見込額の直接減額は17百万円であります。
- なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 債権のうち、危険債権額は12,108百万円であります。
- なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。
- 債権のうち、三月以上延滞債権はありません。
- なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。
- 債権のうち、貸付条件緩和債権額は9,525百万円であります。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。
19. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、578,874百万円であります。
- なお、同勘定の負債の額も同額であります。
20. 中間貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。
21. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|------------|
| 当期首現在高 | 288,339百万円 |
| 前期剰余金よりの繰入額 | 144,240百万円 |
| 当中間期社員配当金支払額 | 82,076百万円 |
| 利息による増加等 | 22百万円 |
| 当中間期末現在高 | 350,526百万円 |
22. 基金を50,000百万円償却したことに伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。
23. 担保に供されている資産の額は、有価証券129,301百万円であります。
24. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は5,206,744百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の貸借対照表価額は426,971百万円であります。
25. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、56,902百万円であります。
26. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債であります。
27. 負債の部のその他の負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金271,600百万円を含んでおります。
28. 子会社等の株式等は、958,196百万円であります。
29. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は23百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は9,478百万円であります。

中間損益計算書の注記

1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生しているものと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 16,615 百万円、株式等 34,833 百万円、外国証券 108,896 百万円であります。

有価証券売却損の内訳は、国債等債券 16 百万円、株式等 1,133 百万円、外国証券 42,380 百万円であります。

有価証券評価損の内訳は、株式等 4 百万円、外国証券 10,419 百万円であります。

3. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は 0 百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は 3,979 百万円であります。

4. 利息及び配当金等収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	7,115 百万円
有価証券利息・配当金	477,618 百万円
貸付金利息	31,803 百万円
不動産賃貸料	22,716 百万円
その他利息配当金	14,353 百万円
計	553,607 百万円

5. 当中間期における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で 1 つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに 1 つの資産グループとしております。

- (2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

- (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物	計
賃貸不動産等	1 件	375	361	737
遊休不動産等	1 件	73	112	185
合 計	2 件	448	474	923

- (4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを 1.71% で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。